

生活交通の充実に向けた区バス・住民バスの取り組み(概要)

参考資料1

区が運営主体となり運行する 区バス

⇒ 政令市移行による区制の導入に伴い、**区役所までの新たな移動ニーズや区のまちづくりに対応するために運行**（運行存続要件：収支率30%）

【中央区を除く7区14路線】 ※南区で社会実験として、1路線運行中

～運行事例～

北区



東区



江南区



秋葉区



南区・西区・西蒲区



住民組織が主体となって運営する 住民バス

⇒ バス路線の廃止問題を抱える地区や公共交通空白・不便地域において、**生活に必要な最低限の足を確保するため、地域住民が主体となって運行**
新潟市は運行を補助により支援（補助率上限：運行経費の70～85%）

【10地区14路線】 ※秋葉区で社会実験として、1路線運行中

～運行事例～

陽光・松浜・濁川



新潟島



茅野山・早通



横越



月潟



■ 充実に向けた取り組み

- ・地域ニーズに応じた、増便、土休日運行、ルート変更、ダイヤ設定など
- ・新規路線の社会実験運行 ⇒ 利用が定着し、必要収支率を確保できた場合、本格運行化
- ・区バスへの小型ノンステップバス車両導入(市が購入し、事業者へ貸与)
- ・住民バスの立上げ支援(わかり易いガイドライン作成・住民組織などを対象に勉強会開催)